

平成 31 年 4 月 19 日

十島村 土木交通課

十島村総合評価方式(特別簡易型)評価項目における「事業所等の保有箇所数」について

十島村総合評価方式(特別簡易型)の評価項目に設定している「地域貢献度：事業所等の保有箇所数」については下記のとおりです。

#### 記

- 1) 評価項目      **【地域貢献度】事業所等の保有箇所数**
- 2) 評価基準      事業所等を保有しているか。
- 3) 定義・箇所数      箇所数については、施設の種類(営業所、作業所、宿舍等)に関わらず各島最大 1 箇所までとする。施設有無については、登記簿謄本若しくは賃貸借契約書で確認し、評価対象適否については、事業所等の機能を有しているか否かを判断し決定する。

担当：土木交通課 地域整備室

TEL 099-222-2101